

## 北海道スポーツ推進審議会条例

平成23年10月18日  
条例第51号

改正 平成24年 3月30日条例第13号  
〔北海道教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例附則第6項による改正〕

北海道スポーツ推進審議会条例をここに公布する。

北海道スポーツ推進審議会条例

北海道スポーツ振興審議会条例（昭和37年北海道条例第15号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定により、知事の附属機関として、北海道スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成24年条例13号〕

（所掌事項）

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

一部改正〔平成24年条例13号〕

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第4条 委員及び特別委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成24年条例13号〕

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会長への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3月30日条例第13号抄）

〔北海道教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(北海道スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行の際現に従前の北海道スポーツ推進審議会の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の北海道スポーツ推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項の規定により北海道スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第4条第2項の規定にかかわらず、平成25年11月1日までとする。

8 この条例の施行の際現に従前の北海道スポーツ推進審議会の会長又は副会長である者は、施行日に、改正後の条例第5条第2項の規定により北海道スポーツ推進審議会の会長又は副会長として互選されたものとみなす。